

平成29年4月19日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 武田 義



平成29年3月7日、神戸市環境影響評価等に関する条例第36条第1項により準用する第8条の7第2項の規定に基づき、市長から意見を求められた「フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業 計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）について、慎重に審議を重ね、下記のとおり結論を得たので、ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

## 記

### I はじめに

フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業は、現在埋立処分している2期神戸沖埋立処分場の西隣において、埋立の用に供される面積が70ha程度の廃棄物最終処分場を新たに設置しようとするものである。

神戸市環境影響評価審査会においては、本事業の実施による環境影響に関し、配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議するとともに、現地調査を実施し、意見をとりまとめた。

市長は、この意見を勘案し、環境に及ぼす影響が最小限となるよう、事業者を適正に指導することが必要である。

なお、神戸市環境影響評価審査会としては、今後の環境影響評価手続の進捗に応じて、所要の審議を行い、改めて必要な意見を申し述べることとする。

## II 意見

### 1 全般的事項

#### (1) 事業計画の検討

事業計画の決定にあたっては、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画等の最新の法令・計画を踏まえるとともに、周辺環境への総合的な影響についても考慮する必要がある。

また、その検討経過が分かるよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に詳細に記載する必要がある。

#### (2) 受入廃棄物

廃棄物の受入量や受入基準等、環境影響の予測・評価の前提となる廃棄物の情報に関して、2期神戸沖埋立処分場での受入実績を踏まえ、その詳細を方法書以降の図書に記載する必要がある。

#### (3) 環境影響評価の実施の方針

本事業の実施想定区域に隣接する2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価手続で得られた知見を活用し、2期及び3期神戸沖埋立処分場の複合的な影響を含め、大気環境、水環境、動物・植物・生態系等について、より精度の高い調査・予測・評価を実施する必要がある。

#### (4) 住民等への対応

本事業では廃棄物を取り扱うことから、住民等の関係者に対し、廃棄物の受入基準や環境保全対策の内容等に関して、丁寧に説明する必要がある。

#### (5) 災害時の対策

台風・地震・津波等の災害により、護岸等の損傷や、それらに起因する周辺環境への影響が生じないように、災害時の対策についても万全を期する必要がある。

### 2 個別的事項

#### (1) 大気環境

工事の実施及び廃棄物最終処分場の供用に伴う、建設機械及び作業船の稼働や、資材等の運搬に用いる車両及び船舶の運行により、大気環境への影響が生じる可能性が考えられることから、必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

## (2) 水環境

水環境に係る予測・評価にあたっては、2期神戸沖埋立処分場からの浸出液処理水の排出による影響や当該海域における潮流の特性も考慮して実施する必要がある。

また、事業特性上、浸出液処理水の排出による有害物質の影響が考えられることから、必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

## (3) 動物・植物・生態系

事業実施想定区域の周辺では、すでに緩傾斜護岸等が整備され、その環境に適応した動植物が生息・生育していることから、引き続き、周辺海域における動植物の生息・生育状況について必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

また、特定外来生物を含めた動植物のモニタリング体制の構築を検討する必要がある。